

○ 入学料について

入学料は、福岡県の条例に基づき、納入することと定められております。

なお、東日本大震災、平成28年熊本地震による災害、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨災害及び令和元年台風第19号による災害の被災者は、入学料は免除、入学選考料については既に納めている場合は還付いたしますので、事務室にお問い合わせください。

○ 授業料等について

- ・ 保護者等の収入が一定額未満の場合、高等学校等就学支援金の支給を受けることができます。就学支援金は授業料に充てられ、授業料が実質無償になります。就学支援金の支給を受けることができる方を除き、原則として授業料の納入が必要となり、福岡県の条例に基づき、毎月の授業料についてはその月の20日までに納入することと定められております。
- ・ 就学支援金を受けるためには、別途お知らせします手続きにより、申請のほかに保護者等のマイナンバー（個人番号）等を提出していただく必要があります。入学時にマイナンバーを提出し認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、3年間（定時制・通信制は4年間）、原則として手続きは不要となります。
- ・ 就学支援金の支給を受けることができない場合は、授業料を納めていただくこととなりますが、保護者等の失職・倒産等による家計の急変等、経済的な理由により納付が困難な場合は、授業料が減免される場合があります。また、東日本大震災、平成28年熊本地震による災害、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨災害及び令和元年台風第19号による災害の被災者は授業料が減免されます。必要な書類や手続きについて、事務室にお問い合わせください。
- ・ 授業料や校納金の納付については、安全確保の観点から、口座振替制度をご利用ください。なお、口座振替手数料は県が負担しますので、手数料はかかりません。

○福岡県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第一条

3 県立高等学校に入学する生徒は入学料を、在学する生徒は授業料を納めなければならない。

7 生徒の保護者は、生徒が第3項の授業料を納めない場合は、生徒に代わって、これを納めなければならない。

第二条 授業料は、次のとおりとする。

1 全日制の課程 月額 9,900円

2 定時制の課程 月額 2,600円

第三条 前条に規定する授業料は、毎月20日までに、その月分を納めなければならない。

第六条 特別の事由があると認めるときは、授業料を減額し、又は免除することができる。

○ 高校生等奨学給付金について

- 生活保護（生業扶助）受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯を対象に、授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費、学用品費等）への支援を行うために、高校生等奨学給付金を支給します。返還は不要です。
- 申請時期は7月頃です。対象となる世帯には、おって事務室から連絡します。

1 対象となる世帯

7月1日現在、次の全てに該当する世帯

- 生活保護（生業扶助）受給世帯*又は令和2年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること
※ 高校生等奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。
- 保護者（親権者）が福岡県内*に住所を有すること
※ 県外に住所を有している場合は、在住する都道府県から支給されます。
- 生徒が高等学校等に在学していること

2 高校生等1人あたりの支給額

令和2年7月1日の世帯の状況に応じ、次の金額が支給されます。

- 生活保護（生業扶助）受給世帯
全日制・定時制・通信制課程 年額 32,300円
 - 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）で、
 - 「①高校生等が2人以上いる世帯の1人目の高校生等」及び「②15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯の高校生等」
全日制・定時制課程 年額 84,000円
 - 「①高校生等が2人以上いる世帯の2人目以降の高校生等」及び「②15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等」
全日制・定時制課程 年額 129,700円
- (注) 通信制課程を含む高校生等がいる世帯の高校生等は、次の支給額となります。
- | | | |
|-----------|----|----------|
| 全日制・定時制課程 | 年額 | 129,700円 |
| 通信制課程 | 年額 | 36,500円 |
| 専攻科課程 | 年額 | 36,500円 |

※ 「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒のうち、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する生徒です。

※ 上記の内容は、国の制度改正等により変更となることがあります。